

大分県報

平成三十年
号外（一四）
三月八日

（木曜日）

目次

条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部改正……………

○条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月八日

大分県知事 広 瀬 貞
大分県条例第二号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。
附則第二十七項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大分県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

第三条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年大分県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

（特別職の常勤職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第四条 特別職の常勤職員の退職手当に関する条例（昭和五十八年大分県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「百分の五十七」を「百分の五十五・一」に改め、同条第二号中「百分の三十八」を「百分の三十六・七」に改め、同条第三号中「百分の十九」を「百分の十八・四」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「百分の二十三」を「百分の二十二・二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中職員の退職手当に関する条例第七号第五項第二号の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十年三月三十一日に退職した者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項の規定により退職した者又は第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項第三号若しくは第五条第一項第六号の規定に該当する者（これらの規定に該当する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に限る。以下「定年退職者等」という。）に係る新条例附則第二十七項（新条例附則第二十九項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については、新条例附則第二十七項中「百分の八十三・七」とあるのは「百分の八十五・九」とする。

3 定年退職者等に係る第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十三・七」とあるのは「百分の八十五・九」と、「百分の八十三・七」とあるのは「百分の八十五・九」とする。